

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	介護保険システム・地域包括支援センター電算システム（在宅援護に関する事務）
行政機関等の名称	朝霞市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部地域共生社会課福祉相談支援係
個人情報ファイルの利用目的	在宅援護実施のため。
記録項目	1氏名、2住所、3年齢、4性別、5生年月日、6電話番号、7ファックス番号、8本籍、9続柄、10印影、11移送高齢者管理番号、12徘徊高齢者管理番号、13要介護認定（更新）申請日、14親族氏名、15親族本籍、16親族電話番号、17介護保険被保険者番号、18職業・職歴、19学歴、20資格、21勤務先・通学先、22家庭状況、23住居の状況、24趣味・し好、25生活の状況、26在宅介護利用サービス、27介護者氏名、28介護者住所、29介護者電話番号、30緊急連絡先氏名、31緊急連絡先住所、32介護の有無・生計関係（世帯の状況）、33緊急連絡先電話番号、34協力者氏名、35協力者住所、36協力者電話番号、37担当民生委員氏名、38担当民生委員住所、39担当民生委員電話番号、40かかりつけ医、41子供との同居・別居の別、42収入、43資産状態、44課税・納税状況、45公的扶助の受給の有無（審議会）、46振込先金融機関名・預金種目・口座番号・口座名義人、47費用負担額、48介護保険料段階、49健康状態（審議会）、50傷病名・傷病歴（審議会）、51障害の有無・程度（審議会）、52検診の結果（審議会）、53検査の結果（審議会）、54心身の状況（審議会）、55顔写真・画像（審議会）、56要介護状態区分（審議会）、57主義・主張（審議会）、58人柄・性格（審議会）
記録範囲	本人（1～58）、在宅援護が必要な高齢者の家族（1～9、17、18、21～26、42～45、47～51、54、57、58）、在宅援護が必要な高齢者の支援者（1、2、4～6）
記録情報の収集方法	本人から収集（1～58）、医師から収集（1～6、40、49～54）、家族等関係人（家族、介護者、相談者、介護サービス事業者、民生委員）から収集（1～6、8、9、13～15、17、18、21～29、37～40、42～45、48～53、56～58）、他市戸籍・住民票担当課（1～5、8、9、14、15）、朝霞市生活援護課から収集（1～6、41、45、49）朝霞市健康づくり課から収集（1～6、9、18～24、42、43、45、49～52、54、57、58）、朝霞市課税課から収集（1～3、42、44）、朝霞市総合窓口課から収集（1～5、8）、朝霞市障害福祉課から収集（2～6、9、45、49～51、57、58）、朝霞市国保年金課から収集（2～6、9、49、50、52、58）、朝霞市開発建築課から収集（1～4、6、7、18、21～23、42、43、45、49～51、57）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む

記録情報の経常的提供先	徘徊検索事業者（1～5、9、12、27～29、55）、食事の宅配事業者（1～3、5、9、27～29、30、31、33）、一般乗用旅客自動車運送（寝台車）の運輸省認可事業者（1、2、5、6、9、11、27～29）、緊急通報システムサービス事業者（1、2、4～6、9、30、31、33～40、50、51）、福祉用品販売事業者（1、2、6）、訪問介護事業者（1～6、22、23、30、31、33、47、49～51）、各包括支援センター（1～6、8、9、13～18、21～33、37～45、47～53、56～58）、理容組合及び理容店（1～3、5、6、9、27～29）、美容組合及び美容店（1～3、5、6、9、27～29）、民間損害保険会社（1～6）、朝霞消防署（1、2、4～6、30、31、33～40、49～51）、朝霞税務署（1）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市長公室市政情報課市政情報係	
	（所在地）埼玉県朝霞市本町1-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	法定事務・市独自事務 ※どちらかに○をしてください。	